

私立幼稚園の副食費を補助

私立幼稚園のうち、新制度未移行幼稚園に通う子どもの副食費を補助します。

- ▼**対象者** ①令和4年度(令和3年中)の市町村民税所得割合算額が77,101円未満(年収360万円未満相当世帯の方) ②所得に関わらず、第3子以降の子ども(小学校3年生までの子どもが3人以上いる世帯で3人目以降の子ども)がいる世帯の方

- ▼**補助額** 月額4,500円まで
▼**対象期間** 4月分から8月分まで
▼**申込期限** 9月29日(金)
▼**申請方法** 期限までに、申請書と副食費の支払いがわかる書類(領収証等の写し)を通園先の幼稚園に提出してください。

▼**問合せ** 学校教育課学校教育グループ
☎28・2211

小学校の入学案内

来春小学校へ入学する児童(平成29年4月2日〜平成30年4月1日生まれ)のいるご家庭は、次の点をご確認ください。

◎**必ず就学時健康診断を受けてください**
現在お住まいの学区の小学校で就学時健康診断を実施します。9月

下旬までに「健康診断の実施の通知」を各家庭に送付しますので、他市町村へ転出予定の方も必ず受けてください。転出予定の方は、学校教育課へご連絡ください。

- ▼**健診日** ▼豊山小学校 10月5日(木) ▼新栄小学校 10月19日(木) ▼志水小学校 10月12日(木)
◎**外国籍の方は申請が必要です**
外国籍の児童で町立小学校への入学を希望する方は、申請が必要です。10月27日(金)までに役場3階9番窓口学校教育課へ申請してください。

◎**入学する学校を指定します**
小学校名、入学期日を指定する入学通知書は、来年1月中旬に各家庭にお送りします。

◎**就学の相談を受け付けています**
就学全般に関し、相談を受け付けています。障がいがあると思われる児童についてなど、就学に関して心配ごとがある方はお気軽にご相談ください。秘密は厳守します。

▼**問合せ** 学校教育課学校教育グループ
☎28・2211

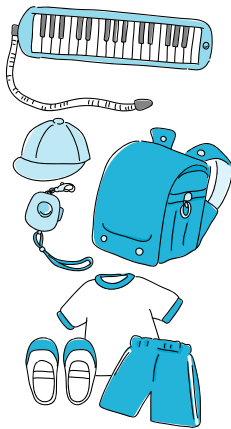
小中学校の学用品を援助

小中学校に通う児童生徒の学用品の購入や給食、修学旅行など就学に必要な費用でお困りの方に、その費用の一部を援助します。援助を受けることが

できるのは、経済的な理由で就学のための費用が負担できないと認められる場合(町民税非課税世帯、児童扶養手当受給世帯など)です。援助を受ける方は、教育委員会事務局学校教育課に申請をしてください。

前年度と比較して、家計が急変した場合も、就学援助の対象となる場合がありますので、学校教育課にご相談ください。

▼**問合せ** 学校教育課学校教育グループ
☎28・2211



私立高校授業料を補助

私立高等学校等で学ぶ生徒の保護者負担を軽減するために、授業料の一部を補助しています。

▼**補助を受けられる方** 10月1日現在、町内在住で私立高等学校(通信制の課程を除く)か専修学校の高等課程に在籍する生徒の保護者

▼**補助金の額** 保護者の方の令和5年度の所得基準額に応じ、次の金額を補助します。

所得基準額(※1)	年収目安(※2)	補助上限額(年額)
0円から 270,299円までの場合	840万円未満程度	18,000円
270,300円から 325,499円までの場合	950万円未満程度	46,200円
325,500円から 415,499円までの場合	1,110万円未満程度	27,800円

※1 所得基準額＝課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額

※2 年収は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合を想定

▼**申請手続** 9月1日(金)から役場3階9番窓口学校教育課で申請書を配布します。申請書は、町のホームページからもダウンロードできます。必要事項を記入のうえ、10月2日(月)から11月30日(木)までに学校教育課へ提出してください。申請には、在学する学校の証明が必要になりますので、ご注意ください。

▼**問合せ** 学校教育課学校教育グループ
☎28・2211